

令和8年度 宮崎県立児湯るぴなす支援学校高等部入学者募集要項

児湯るぴなす支援学校長

令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱に基づく宮崎県立児湯るぴなす支援学校高等部（以下、「本校高等部」とする）入学者募集要項については、次のとおりとする。

1 募集人員（令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員数より）

学部	学科	募集人数	
高等部	普通科	通常学級	16人
		重複障がい学級	5人
		訪問教育学級	2人

2 応募資格

- (1) 障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者であって、以下の知的障がい者、もしくは知的障がい者と肢体不自由者の障がいの程度を併せ有する者。

区分	障がいの程度
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時医学的観察指導を必要とする程度のもの

- (2) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（令和8年3月修了見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

3 出願手続

(1) 受検に関する事前の教育相談

- ① 本校高等部を志願する者（以下「志願者」という）で、保護者等において、中学校、特別支援学校等に在籍のある者は、学校長等を経て受検に関する事前の教育相談申込書（様式1）を提出し、令和7年12月5日（金）までに、本校において必ず受検に関する事前の教育相談を済ませておくこと。
- ② 中学校、特別支援学校等に在籍のない者は、受検に関する事前の教育相談を本校に直接申し込み、令和7年12月5日（金）までに、本校において必ず受検に関する事前の教育相談を済ませておくこと。
- ③ 志願者、保護者、学級担任等は、本校において学校教育法施行令第22条の3に規定される者であることの確認、特別支援学校の教育課程の確認、高等部卒業後の進路の確認等を十分に行うこと。
- ④ 高等部職業科〔高等特別支援学校〕と本校高等部普通科を併願する場合は、それぞれの志願先特別支援学校において受検に関する事前の教育相談を済ませておくこと。なお、その際、高等部職業科〔高等特別支援学校〕を第一希望とすること。

(2) 出願書類

- ① 入学願書（様式3-1）、受検票（様式3-1）、調査書（様式8）について、配付は令和7年12月8日（月）からとする。電子データは、本校で準備する。
なお、様式3-1を印刷する場合は、ケント紙などの厚紙を使用すること。
- ② 入学志願者は、以下に掲げる書類等をそろえ、出身学校長を経て宮崎県立児湯るぴなす支援学校長へ提出すること。なお、調査書は出身学校長が作成すること。出願書類を郵送する場合は、封筒に「出願書類在中」と朱書すること。
 - ア 入学願書・受検票（様式3-1）
 - イ 受検票郵送用封筒（送付先を明記した「長形3号12.0cm×23.5cm」封筒に「110円」の切手を貼付したもの）
※送付先は、志願者の出身学校住所及び学校長名を記載すること。
 - ウ 出身学校長が作成した調査書（様式8）
 - エ 学校教育法施行令第22条の3を示すもの（療育手帳の写し等）
 - オ 身体障害者手帳等を所持している場合は、その写しも提出すること。

(3) 入学受検料

入学受検料は無料とする。

(4) 出願期間

出願期間は、令和8年1月20日（火）から1月22日（木）までとし、毎日午前9時から午後4時まで受付を行う。最終日の受付は正午までとする。なお、郵送の場合は、令和8年1月21日（水）を必着とする。

(5) 受検票の交付

提出された出願書類を精査し確認した後、志願者の出身学校長に対して受検票を交付する。

4 志願者の諸検査及び面接

(1) 期日 令和8年2月10日(火)

(2) 場所 宮崎県立児湯るびなす支援学校

(3) 内容

- ① 本人・保護者面接、学力検査、運動等作業課題
- ② 諸検査及び面接当日に、学級担任聞き取りを実施する。

(4) その他

- ① 当日は、必ず保護者及び学級担任が同伴すること。
- ② 志願者本人、保護者、引率職員は、諸検査及び面接当日は可能な範囲でマスクを着用することとする。
- ③ 体調不良等はあるが、感染症等の心配はなく受検にも支障がない場合は、別室受検とする。
- ④ 体調不良その他の事情により、受検に支障があるような場合は、速やかに出身学校長から本校校長に電話連絡をすること。当日の諸検査及び面接は受けることができないため、提出された書類で総合的に判断する。
- ⑤ 当日、急に受検できない場合や定時に受付できない場合は、検査開始時刻までに必ず出身学校長から本校校長に電話連絡をすること。

5 合格者の発表

(1) 令和8年2月27日(金)午前10時に宮崎県立児湯るびなす支援学校高等部において合格者の受検番号を校内掲示する。また、本校のホームページ上で24時間を目安に合格者の受検番号を公表する。

(2) 合格通知書を各出身学校長に手交する。志願者の所属する学校の学校長の代理者が受領する場合は、委任状を持参すること。

但し、出身学校長等から事前に郵送の依頼があった場合は、郵送によることができる。発送日は発表当日とする。また、郵送料は出身学校等の負担とする。

問合せ先

宮崎県立児湯るびなす支援学校

電話番号 0983-33-4207

教務主任(川野洋明) 高等部主事(山本由紀)